

鹿角市公告第105号

第3次健康かづの21計画策定支援業務委託に係る事業者の選定について、公募型プロポーザル方式による選定を実施するので、参加事業者を次により募集します。

令和2年6月12日

鹿角市長 児 玉 一

1 業務の名称

第3次健康かづの21計画策定支援業務委託

2 業務の目的

国の「健康日本21」及び県の「健康秋田21計画」を踏まえながら、市民一人ひとりが自分らしく生活を送ることができるよう、脳卒中をはじめとする生活習慣病予防と健康づくりに関する正しい情報の普及と啓発を行い、自ら健康づくりに取り組める体制づくりと、市民と関係機関・団体が一体となって健康寿命の延伸を目指すことを目的とし、平成24年度に策定した「第2次健康かづの21計画」と平成29年度に策定した「鹿角市食の健康づくり推進計画」を統合した「第3次健康かづの21計画」を策定するため。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）までとする。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、第3次健康かづの21計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領の目的を理解し、第3次健康かづの21計画策定支援業務を遂行できる能力がある事業者で、次の要件を有していなければならない。

- (1) 鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成22年訓令第73号）第4条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれかの日においても、鹿角

市競争入札等事務処理要綱（平成 22 年訓令第 71 号）第 12 条の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（3）鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成 22 年訓令第 73 号）第 8 条の規定に基づく入札参加資格の取消し等の措置を受けていないこと。

（4）会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

5 参加申込み

参加申込みを行う法人は、次のとおり参加申込書類を提出すること。

（1）申込期間

本プロポーザル実施の公告日から令和 2 年 6 月 29 日（月）まで

（2）受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日祝日を除く）

（3）提出する参加申込書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 様式第 1 号に記載された添付書類

（4）提出部数 1 部

（5）提出方法 郵送（当日消印有効）又は持参

6 その他

その他本プロポーザルに関する事項は、「第 3 次健康かづの 21 計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

7 問い合わせ先

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字下花輪50 福祉保健センター

秋田県鹿角市健康福祉部すこやか子育て課健康づくり班

TEL：0186-30-0119 ／ FAX：0186-30-1257

E-mail：kenkou@city.kazuno.lg.jp

第3次健康かづの21計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業所を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業概要

(1) 事業目的

国の「健康日本21」及び秋田県の「健康秋田21計画」を踏まえながら、市民一人ひとりが自分らしく生活を送ることができるよう、脳卒中をはじめとする生活習慣病予防と健康づくりに関する正しい情報の普及と啓発、自ら健康づくりに取り組める体制づくりと、市民と関係機関・団体が一体となって健康寿命の延伸を目指していく。

本業務は平成24年度に策定した「第2次健康かづの21計画」及び平成29年度に策定した「鹿角市食の健康づくり推進計画」が改定時期を迎えるため、市民を対象に計画に関するアンケートを実施し、計画の最終評価及び本市の現状と課題の分析・整理を行ったうえで見直しを行い、鹿角市食の健康づくり推進計画の内容を盛り込んだ第3次健康かづの21計画の策定支援を行うものである。

(2) 業務名

第3次健康かづの21計画策定支援業務委託

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) プロポーザルの審査方法

公募型のプロポーザル方式により、提案内容、提案価格等の標準基準をもとに総合的に評価・審査し、最優秀提案者を決定する。

(5) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(6) 見積限度額

2,893,000円(税込)

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、第3次健康かづの21計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領の目的を理解し、第3次健康かづの21計画策定支援業務を遂行できる能力がある事業者で、次の要件を有していなければならない。

(1) 鹿角市入札参加資格に関する要綱(平成22年訓令第73号)第4条第1項に規定す

る入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれかの日においても、鹿角市競争入札等

事務処理要綱(平成22年訓令第71号)第12条に基づく指名停止措置を受けてい

ないこと。

- (3) 鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成 22 年訓令第 73 号）第 8 条の規定に基づく入札参加資格の取消し等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

4. 全体スケジュール

※この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合による変更する場合がある。

プロポーザル公告	令和 2 年 6 月 1 2 日（金）
参加申込受付開始	令和 2 年 6 月 1 5 日（月）
質問票締切	令和 2 年 6 月 2 5 日（木）
参加申込締切	令和 2 年 6 月 2 9 日（月）
企画提案書提出締切	令和 2 年 7 月 3 日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 2 年 7 月 8 日（水）～1 0 日（木）
審査結果通知、受託候補者決定	令和 2 年 7 月 1 3 日（月）以降

5. 事業者の公募

- (1) 実施要領の公表等

実施要領、提出様式及び仕様書は、本市ホームページからダウンロードすること。

- (2) 参加の申込み

プロポーザルに参加を希望する者は、次により「参加申込書（様式第 1 号）（添付書類含む。）」及び「会社概要（様式任意）」を提出すること。

ア 提出方法 すこやか子育て課まで持参または郵送（提出期限までに到着する者に限る）による。

イ 受付期間 令和 2 年 6 月 1 5 日（月）から令和 2 年 6 月 3 0 日（火）まで
ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

ウ 受付時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

- (3) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加申込書を提出した者に対し、令和 2 年 7 月 1 日（水）までに書面により通知する。

- (4) 参加申込み後の辞退

参加申込書を提出した後に参加辞退をするときは、企画提案書等の提出期限日の前日までに「辞退届（様式第 7 号）」をすこやか子育て課まで持参または郵送（必着）により提出すること。ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

6. 質問票の提出

- (1) 提出方法 本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、質問票（様式第2号）に記入し、すこやか子育て課へ電子メール又はFAXにより行うこと。
- (2) 受付期限 令和2年6月25日（木）午後3時まで
- (3) 回 答 令和2年6月26日（金）午後5時までに、全参加申込者へメールで回答

7. 提案方法

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第3号）
別添様式は、基本A4版、書式、頁数については特に定めのないもの（A3版による折込頁の挿入は可とする）とし、次の内容を簡潔にまとめること。
- イ 同種業務実績表（様式第4号）
- ウ 業務実施体制調書（様式第5号）
- エ 本計画の現状分析手法（本市の現状分析と課題分析）（様式任意）
- オ 仕様書に基づく業務手法について（様式任意）
 - （ア）アンケート結果の分析手法について
 - （イ）アンケート結果報告書について
- カ 事業実施スケジュール（様式第6号）
- キ その他の調書（様式任意）
その他の提案内容や業務の特徴など、特に訴えたいことを記載したもの。
- ク 見積書（様式任意）
人件費、諸経費の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

※1部ずつA4版縦型フラットファイルに長辺綴じとする。

- (3) 提出期限 令和2年7月3日（金）午後5時まで 必着
すこやか子育て課まで持参または郵送にて提出すること。
ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

(4) その他

- ア 提案の終了から受託者選定までの間に、資料等の内容変更は認めない。
- イ 提出物は返却しない。
- ウ 提出物は、鹿角市情報公開条例に基づく開示請求により、開示する場合がある。
- エ 提案の際に使用する資料の作成費、運搬費等の諸費用は、提案者の負担とする。

8. 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに「第3次健康かづの21計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」において総合的に評価し、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間は1参加者につき、20分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に合わせて通知する。プレゼンテーションにスライド等を使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

※新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、プレゼンテーションはWeb会議ツール「Zoom」を用いて行う場合がある。詳細については、企画提案書を提出した者に別途通知する。

9. 選考結果の通知

契約候補者選定後、速やかに鹿角市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとします。

- (1) 5第2号及び7第3号の期日及び期限までに提出書類を提出しなかったとき
- (2) 3の参加資格要件に該当しないことが明らかになったとき
- (3) 提出書類の内容その他について、虚偽・不正等が明らかとなったとき

11. 契約の締結

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、速やかに契約結果を鹿角市ホームページ上で公表する。

ただし、当該交渉が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結交渉を行うものとする。

12. 提出書類の提出先及び本件に関する問い合わせ先

鹿角市健康福祉部すこやか子育て課健康づくり班

担当者 佐藤 行敏

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50番地 福祉保健センター内

電話番号 0186-30-0119

FAX 0186-30-1257

E-mail kenkou@city.kazuno.lg.jp

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
企画提案力	①本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	10	60
	②企画提案内容は実施要領及び仕様書と整合性がとられているか	10	
	③データ分析の考え方や手法が的確か	10	
	④健康増進法などの法令や国の最新の動向に基づく提案となっているか	10	
	⑤仕様書に示された事項以外に本市にとって有益な独自提案が示されているか	10	
	⑥本市の実情や特性、現計画や施策等を踏まえた提案がされているか	10	
業務遂行能力	⑦同種業務の実績は十分なものか	5	40
	⑧配置予定者は経験豊富で、十分な能力や資格を有しているか	10	
	⑨・事業を円滑に進められるような体制であるか ・不測の事態にも対応できる体制であるか ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	10	
	⑩業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	
	⑪見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか	5	
		合計	100

ただし、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

第3次健康かづの21計画策定支援業務委託 公募仕様書

1. 業務名

第3次健康かづの21計画策定支援業務

2. 本事業の目的

本業務は、「第2次健康かづの21計画」及び「鹿角市食の健康づくり推進計画」を統合し、「第3次健康かづの21計画」を策定するため、策定支援業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に委託し、鹿角市が本計画を策定することを目的とする。

3. 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

4. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

（アンケート調査報告書の提出は、令和2年9月26日（金）までとする。）

5. 委託業務内容

健康増進法に基づく施策として国の「健康日本21（第二次）」、「健康寿命延伸プラン」、「脳卒中・循環器病対策基本法」、県の「第2期健康秋田21計画」などや市の関連計画との整合性を図りながら、市が令和2年度中に本計画を策定できるよう、専門的な見地から、概ね次の業務を行い支援する。

（1）統計資料等整理

既存の統計資料（住民の健康水準・地域特性の把握・各保健事業・国民健康保険医療情報・社会資源等）より現状分析し、健康課題を明確化する。

（2）施策・事業の実施評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、今年度、鹿角市が送付・回収する市民アンケート調査の集計及び分析結果を踏まえて評価を行い、課題をとりまとめる。

【アンケート調査概要】

調査対象	一般住民、保育園児の保護者	高校生
回収予定数／送付予定数	約 650 票／約 1,300 票	約 150 票／約 200 票
調査方法	郵送による配布・回収	学校で配布・郵送で回収
調査票設問数	約 36 問	約 20 問
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計	

(3) 施策方針等の提案

本計画において重点的に取り組む施策、各施策・事業の目標数値等を、国や県の施策及び他市町の先進事例等を踏まえ、提案する。

なお、目標設定に当たっては、同時期に策定される関連計画や既存計画の目標数値と整合性を図る。

ライフステージ別・領域別の目標と行動指針に関する支援を行う。

(4) 計画骨子案・素案の作成

各種の調査分析及び検討結果を踏まえ、計画の骨子案、素案を作成する。

(5) 計画策定委員会等の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会等（3回程度）の運営について、会議資料作成や助言等の支援を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関する助言を行う。

(7) 本計画の作成支援

本計画の作成に係る助言や資料提供等を行う。

(8) その他

上記のほか、本業務を適正かつ円滑に実施するため、鹿角市と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容については都度、受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

6. 成果品

受託者は、年度末までに次に掲げるものを成果品として納品する。なお、成果品の著作権は市に帰属するものとする。

(1) アンケート集計及び分析結果報告書

(2) 第3次健康かづの21計画骨子案データ（CD-ROM）

(3) 第3次健康かづの21計画素案データ（CD-ROM）

7. 成果品検査

成果品については、完成時点で速やかに納品すること。受託者は業務完了後、鹿角市の検査を受けるものとし、検査の結果本業務に適合しない場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者が負担するものとする。

8. 委託料の支払い

鹿角市は、委託業務完了の検収後、受託者からの請求の基づき、請求があった日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、本業務に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。また、本業務によって取得した個人情報については、市の保有する個人情報として、鹿角市個人情報保護条例（平成10年鹿角市条例第26号）の適用を受けるものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、健康増進計画・食育推進計画及び策定に関する法制度を熟知し、調査・計画策定の実績を有する者が行うこと。
- (3) 受託者は、市が示す日程に従い業務工程表を作成し、作業の進捗状況を1か月ごとに市に報告するとともに、市の指示に速やかに対応するものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務委託により作成される成果品および関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて委託者である鹿角市に帰属するものとし、鹿角市に承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (6) 本業務に関連する計画との整合性を図ること。
- (7) 委託業務の履行に要する消耗品、その他雑費は、すべて受託者の負担とする。
- (8) このほか、契約書、仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、市と協議のうえ定めるものとする。